

海南シルバー



だより

第 10 号

発行 2025.1.1

公益社団法人
海南市シルバー
人材センター

〒642-0002
海南市日方1289-26
☎073-499-4344



令和6年11月20日

テレビ撮影

新年のご挨拶

理事長 有本 勝則

あけましておめでとうございます。
会員の皆様とともに大過なく
新春を迎えることができましたこ
とを大変うれしく思っています。
当センターの事業は、皆様の日々
の活動に支えられております。



新年を迎えるに当たり深く感謝いたしますとともに、
日頃より事業運営へのご理解、ご支援を賜り厚く御礼
申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、シルバー事業に
関しましては、特定受託事業者に係る取引の適正化等
に関する法律（「フリーランス新法」という。）が
施行されたことにともないフリーランスとして働く
会員の皆様が安心して仕事ができる環境を整えるため
に、具体的には、会員（フリーランスの方）と企業な
どの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整
備することとなりました。それに伴って、新しい契約
方式へと移行すべく準備を開始いたしました。この契
約は、三者間（発注者、センター、会員）の包括契約
関係が成立するという契約方式です。契約方式の見直
し後においても、当センターはこれまで以上のサービ
スを提供できるよう努めてまいります。

また新たな取り組みといたしまして正会員の会
費規程を改定いたしました。これは長きにわた
りセンター事業を支えセンターとともに歩ん
できた会員の皆様の就業を援助することのみ
なかりであるというのにはあまりにも酷で寂しい
ではないかという思いから、

「理事会の承認を得た場合に限り、特別な事情
がある」と認められる会員及び前年度の就業がな
い会員の会費または当該事業年度に入会し就業
がない会員の会費を免除する。」こととなりま
した。このことにより、ケガや疾病でやむを得
ずお仕事を休みされる方や、高齢によりこ
れまで通りの就業ができなくて退会せざるを得
なくなった方等が気兼ねなくセンターの一員と
して登録を存続することが可能となりました。
センターといたしましても今後は、会員研修旅
行や懇親会、またカラオケ大会など会員の皆様
に喜んで頂ける企画を提案してまいります。自
らの生きがいの充実や社会参加を希望されてご
入会されたすべての会員の皆様に喜んでいただ
けるセンターになるため事務局が一丸となって
取り組んでまいります。またセンターがますます
円熟した仕事のできる、明るく信頼される団
体になるよう努力をしていく所存ですので、今
後とも皆様のご尽力を賜りますようお願い申し
上げます。

最後に、本年が皆様にとって明るく、活力と
希望に満ちた幸多い年となりますとありますよ
う心から祈念いたしまして、新年のごあいさつ
とさせていただきます。





会員研修旅行

当センターで初めての会員研修旅行のお申込みありがとうございました。定員いっぱいとなりましたので無事開催できることとなりました。

行先は、麒麟ビール神戸工場、かねふくめんたいパーク神戸三田、神戸ポートタワーとなります。

このところ、センターの派遣先で工場での就業が増えてきています。ご参加される方で派遣での就業をご希望の方は、この研修旅行で工場内の作業がどのようなものかイメージできるのではないのでしょうか。

日程 : 令和7年2月9日(日)
 集合場所 : 海南市民体育館前
 (海南市日方1274 ファミリーマート海南日方店隣)
 集合時間 : 午前7時00分

※参加される会員の皆様には別途詳細をご案内いたします。



神戸ポートタワー



かねふくめんたいパーク



麒麟ビール神戸工場

普通救命講習

令和6年12月に開かれた安全適正就業委員会において、今年度も就業中の事故やケガを未然に防止することと万が一事故が起きてしまった際の対処方法として海南市消防本部のご指導のもと、救命講習会を開催することとなりました。

突然の病気で心臓が止まって倒れている人や、大けがをして出血している人を見つけたとき、救急車が到着するまでにその人の命をつなぎとめるための応急手当の方法を身につけていただける講習となっています。

本来この講習は救急技能を忘れることなく維持向上を図るためにも、2年から3年の間隔で受講することが望ましいとされておりますが、委員会の中で話し合われたのは、毎年この機会に気持ちを引き締めていただき、次年度もまた一層安全な就業を心掛けていただくキッカケとしていただきたいということです。「今年はもういいか?」と思わずに、一人でも多くの会員のみなさんにご参加いただきたいと思ます。

日時 : 令和7年2月27日(木) 9:00~12:00
 講習会場 : 海南市消防署3階防災センター
 申込期日 : 令和7年1月31日(金)

- ※1 希望者の方は1月31日までに事務所までご連絡をお願いします。
- ※2 2月27日(木)がご都合悪い方は2月16日(日)にも講習会がございます。(ただしセンター主催ではありません)



令和5年度 普通救命講習会の様子

編集後記



「暑い、暑い!」と言っていたと思ったら急に真冬がやってきた令和6年でした。平成30年に海南と下津の事務所を統合して日方に事務所を移し6年経った昨年6月、事務所を海南市役所分庁舎に再度移転いたしました。おおぜいの会員さんが、「初めて来たよー!!」と言いながら事務所を訪れてくださいました。今年は、昨年より施行されたフリーランス法に伴う新契約方法への移行などセンターにとってもいろいろ変化をもたらす年となります。会員の皆様がこれまで通り安心して就業できる環境整備に努めてまいります。本年もよろしくお願いたします。



体力テスト

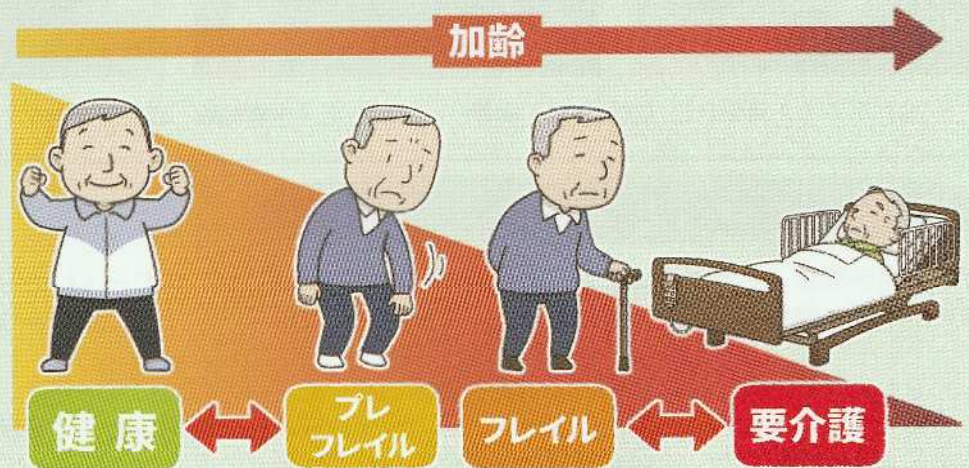
フレイルは、健康な状態と介護が必要となる状態の中間の状態を指します。年齢のせいと間違われる症状が多く、痩せてきた、握力が低下してきた（ペットボトルの蓋が開けにくい）、横断歩道が青信号の途中からでは渡りにくいなどが、診断基準にのっとった症状です。

フレイルにおけるもっとも注意すべき症状は転倒、骨折です。その他、排尿障害、視力低下、活力低下、息切れ、物忘れなどが挙げられます。これらを見過ごしていると、更なる心身機能の低下が生じ、風邪をこじらせやすくなって肺炎を発症したり、転倒しやすくなって骨折したりする可能性が高くなり、最終的には介護が必要な状態に陥る危険性が増すとされています。

フレイル状態にあるか否かを判断する指標はさまざまありますが、一般的には、以下の5つの項目の内3つ以上が該当する場合をフレイルとし、1~2つ該当する場合をフレイルの前段階である“プレフレイル”とします。

1. 体重減少
2. 疲れやすい
3. 歩行速度の低下
4. 握力の低下
5. 身体活動量の低下

フレイル状態に至ると適切な対処をしなければ介護が必要な状態に心身の機能が低下していくことになります。そのため、まずフレイルに陥りやすい危険因子を十分に調べ、個人にあった予防方法を実践することです。年齢を重ねたら、心身の機能が低下しないよう食事や運動などの生活習慣に注意し、積極的に人と接するなど社会性を失わないよう注意することが大切です。



そこでセンターでは今年度も握力やファンクショナルリーチなどの体力測定、体成分分析や部位別筋肉量などを測定する体力テストを実施いたします。この機会に自分自身の身体を理解し、フレイル予防に活用してください。

日時： 令和7年2月 6日（木） 14：00～
 令和7年2月13日（木） 14：00～
 場所： 海南市シルバー人材センター事務所1F会議室
 申込期日： 令和7年1月31日（金）

※ 事前に申し込みが必要です。ご都合のよい日を選んで事務所まで電話でお申込みください。

剪定ボランティア

亀川小学校・幼稚園、日方小学校に引き続き令和6年度の剪定ボランティアの場所が決定いたしました。今年度は、大野小学校の校庭の植栽の剪定を行いたいと思います。

これまでは、剪定・草刈を主に就業されている会員の方と理事のみなさんと職員で行ってりましたが、今年度は、広く会員全員にお声かけさせていただこうと思います。

剪定・草刈ができなくても大丈夫です。剪定後の葉や枝をトラックに積み込んだり、校庭の掃除などやれることはたくさんあります。

皆さんが綺麗にした学校で卒業式、入学式をむかえる小学生の生徒さんたちを想像するとやる前なのになんとかワクワクします。

日時： 令和7年3月 8日（土） 8：00～12：00
 （雨天順延）
 予備日： 令和7年3月15日（土） 8：00～12：00
 場所： 海南市立大野小学校 校庭

※ ボランティアに参加される方は、事前に事務所まで電話でご連絡ください。詳細につきましては、その時ご説明します。



令和4年度剪定ボランティア 日方小学校

テレビ撮影

昨年12月4日にテレビ和歌山の「マエオカテツヤのエンジョイシルバーライフ」という番組で、当センターの会員さんが紹介されました。この番組は、頑張っているシルバー人材センターの会員さんの姿をたくさんの方にお伝えできればという趣旨の放送でした。以前、会員の皆様には封書にてご案内させていただきましたがご覧いただけましたか。

番組では、老人保健施設恵友サザンホームにて派遣就業されている会員の赤井明美さんと落合晃子さんが紹介されました。お仕事の様子を見た番組ナビゲーターの和歌山の漫画家「マエオカテツヤ」さんは、あまりの手際の良さに収録を忘れて感嘆されていたのが印象的でした。



令和6年11月20日(水) 撮影風景 ~老人保健施設 恵友サザンホーム~

配分金明細書・配分金支払証明書

配分金明細書（派遣就業による明細は除く）については以前にもお伝えいたしましたが、ご入用の方は、お手数ですが事務所までお越しください。郵送等はいたしませんのでご了承くださいますようお願いいたします。

配分金支払証明書は確定申告等に必要書類となります。こちらについては、昨年一年間で一度でも就業をされた方には、郵送にてお届けさせていただきます。この配分金収入は所得税法上、「業務に係る雑所得」に該当し、租税特別措置法第27条の規定に準じて必要経費控除が認められています。

※配分金明細書ならびに配分金支払証明書について再発行をご希望の方は、事務所までお越しください。

Y06 No.0 配分金支払証明書		(紙媒体の発行)
氏名		<small>この証明書は、シルバー人材センターが提供するサービスに就業する会員の就業記録を証明するものです。この証明書は、就業記録を証明するものではありません。就業記録は、就業履歴簿に記載されています。また、就業履歴簿に記載されていない就業記録については、就業履歴簿に記載されていない就業記録として扱われます。就業履歴簿に記載されていない就業記録については、就業履歴簿に記載されていない就業記録として扱われます。就業履歴簿に記載されていない就業記録については、就業履歴簿に記載されていない就業記録として扱われます。</small>
生年月日		
就業履歴		
就業履歴		

<配分金・賃金とは>

会員が、請負・委任の仕事をした時の対価を「配分金」といいます。また、その金額は、職種や契約内容により異なります。「配分金」は、「賃金」とは異なり、「雑所得」として取り扱われ、税の源泉徴収はありません。※派遣の仕事をした時の対価は、「賃金」となり、源泉徴収の対象となる場合があります。

会員募集中!



海南市シルバー人材センターでは、会員を募集しています。

海南市内にお住まいの原則60歳以上の方、健康で働く意欲のある方でセンターの趣旨にご賛同していただける方ならどなたでもご入会いただけます。令和6年12月17日現在で、485名の方がご入会いただいております。健康維持、仲間づくり、生きがいと理由は皆さん様々ですが、仕事を通じて生き生きとした毎日を過ごしておられます。少しでも興味がありましたら、一度事務所まで遊びにいらっしやいませんか。職員が丁寧に説明させていただきます。

草刈・剪定のお仕事にご興味のある方を特に募集しています。経験がなくても大丈夫です。センターでは、草刈り機を使った草刈の講習会や松をはじめとする剪定の講習会を行っております。道具をお持ちでなくても大丈夫です。センターにてお貸ししております。

センターでは、派遣契約による就業が増えてきております。その中でも、特に介護の現場での補助的なお仕事、例えば洗濯や掃除などが増えてきています。介護の専門知識を必要としませんし、利用者の方から感謝の言葉をいただいたりすることもありやりがいがある仕事です。挑戦してみませんか。

